

## 志學館大学資格センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第62条の2第2項の規定に基づき、志學館大学資格センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 センターは、公務員試験の受験や大学院進学のほか、国家資格や公的資格（以下「資格」という。）等の取得を目指す学生の学習を支援することを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリアアップのための資格講座等の企画・運営に関する事項
- (2) 公務員採用試験のための対策講座の企画・運営に関する事項
- (3) 法科大学院進学のための対策講座の企画・運営に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のための学習および学習指導に関する事項
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

2 前項の業務は、進路支援センターと連携協力して行う。

### (組 織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センター員 若干名
- (3) 事務職員

2 センター長及びセンター員は、本学の専任教員の中から学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 事務職員は、本学事務局進路支援課職員が兼務する。

### (センター運営会議)

第5条 センターに、第3条に掲げる業務を行うため、センター長及びセンター員で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 センター長が必要と認めたときは、センター員以外の者をセンター運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

### (事 務)

第6条 センターに関する事務は、進路支援課で処理する。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。